

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、
日曜日、
休日は、
がと翌日
の翌日)

目次

- ◆告示 字の区域の変更等
- 保険医療機関等の指定
- 保険医の登録
- 保険医療機関の指定の取消し
- 保険医の登録の取消し
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理の取消し
- 国民健康保険医の登録の取消し
- 争議行為の実施
- 肥料の登録の有効期間の更新
- 森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良法による換地処分
- 共同漁業権の変更の免許

都市計画区域の変更(四件)

- ◆選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◆教委告示 教育委員会の招集
- ◆内水面漁場管理委告示 昭和五十三年度内水面共同漁業権増殖目標量

告示

鳥取県告示第三百三十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による田畑地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	大字田畑字山崎
地	同上の区域(昭和五十二年十一月一日現在の地番による。) 大字田畑字山崎の全域並びに大字田畑字井ノ尻三二一の一から三二二の二までの一部及びこれらと一体をなす国有

大字田畑字井ノ尻	大字田畑字井ノ尻のうち三二二の一から三二二の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字久見字井ノ尻	大字久見字井ノ尻のうち一二三から一二五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字久見字京免	大字久見字井ノ尻一二三から一二四まで、一二五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字久見字京免のうち一二六の一の一部及び一二六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字久見字角ノ目一六七の一部
大字久見字大坪	大字久見字井ノ尻一二五の一部及び一二五と一体をなす国有地の一部、大字久見字京免一二六の一の一部及び一二六の一と一体をなす国有地の一部、大字久見字大坪の全域並びに大字久見字角ノ目一六六、一六七の一部、一六八から一七〇の二まで及びこれらと一体をなす国有地
大字久見字角ノ目	大字久見字角ノ目のうち一六六から一七〇の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字久見字掛定	大字久見字掛定のうち一七七及び一七七の一並びに一七六の五及び一七七と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字久見字樋ノ詰	大字久見字樋ノ詰のうち一八五の一の一部、一八六から一八九までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八四の一、一八五の一及び一七八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字久見字小五郎一九〇から一九二ま
大字久見字小五郎	で、一九三の一部、一九三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字久見字桜ヶ坪二一一の二の一部、二一一の二、二一四の二、二一五の二及びこれらと一体をなす国有地、大字久見字二牧尻二一六の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字久見字五反田二三四の一部、二三五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字久見字丁長二三六の一部、二五〇の一部、二五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字久見字乙井手二五三の一部、二五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字久見字桜ヶ坪	大字久見字掛定一七七及び一七七の一並びに一七六の五及び一七七と一体をなす国有地の一部、大字久見字樋ノ詰一八五の一の一部、一八六から一八九までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七八の一、一八四の一及び一八五の一と一体をなす国有地の一部、大字久見字小五郎のうち一九〇から一九二まで、一九三の一部、一九三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字久見字桜ヶ坪二〇七の三、二〇八の二、二〇九の三及び二一一の二の一部
大字久見字二牧尻	大字久見字桜ヶ坪のうち二〇七の三、二〇八の二、二〇九の三、二一一の二、二一二の二、二一二の二、二二四の二、二二五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字久見字二牧尻のうち二一六の二、二一八の二、二一九の三、二二二の二、二二三の二、二二四の三、二二五の

大字久見字五反田	三、二二七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字久見字二牧尻二二四の三の一部、二二五の三及び二二七の二、大字久見字五反田二二八の二の一部、二二八の二、二二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字久見字丁長二四三から二四五の一までの一部、二四六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字久見字清ズイ二六二の一部、二六三の一、二六三の二の一部、二六四の一の一部、二六四の三、二六五の一から二六五の三までの一部、二六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字中興寺字青木四四五と一体をなす国有地の一部並びに大字小鹿谷字川向三五七から三五八の二までの一部
大字久見字丁長	大字久見字二牧尻二二九の三の一部、二二二の二、二二三の二、二二四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字久見字五反田二二八の二の一部、二二九の一、二二九の二、二三〇の一部、二三一、二三二の一部、二三五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字久見字丁長二四〇の一部、二四一の一部、二四二、二四三から二四五の一までの一部、二四五の二、二四六の一部、二四七、二四八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字久見字乙井手二五三の二の一部、二五四の三の一部、二五八の二の一部、二五九の一部、二六〇、二六一及びこれらと一体をなす国有地、大字久見字清ズイ二六二の一部並びに大字小鹿谷字川向三五六の二の一部及び三五七の一部

大字久見字乙井手	大字久見字二牧尻二一六の二の一部、二二八の二及び二一九の三の一部、大字久見字五反田二二二の一部、二二三の二、二二三の三、二三四の一部、二三五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字久見字丁長二三六の一部、二三七から二三九まで、二四〇の一部、二四一の一部、二四八の一部、二四九、二五〇の一部、二五一、二五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字久見字乙井手のうち二五三の一部、二五三の二の一部、二五四の三の一部、二五五の二の一部、二五八の二の一部、二五九の一部、二六〇、二六一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字久見字清ズイ	大字久見字清ズイ二六三の二の一部、二六四の二の一部、二六四の二、二六五の一から二六五の三までの一部、二六六、二六七の一から二七一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字久見字夏屋二七二の二の一部、二七二の二、二七三の二、二七三の三及びこれらと一体をなす国有地、大字小鹿谷字川向三五八の二の一部、三六一の一、三六一の二、三六二の二、三六二の三、三六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字中興寺字青木四五一の二の一部並びに四五五及び四四六と一体をなす国有地の一部
大字小鹿谷字川向	大字小鹿谷字川向のうち三五六の二の一部、三五七から三五八の二までの一部、三六一の一、三六一の二、三六一の三、三六一の四、三六二の二、三六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

<p>大字中興寺 字四月井手</p>	<p>大字中興寺字四月井手のうち四三〇の一と一体をな国す 有地の一部以外の区域</p>
<p>大字中興寺字青木</p>	<p>大字中興寺字四月井手四三〇の一と一体をなす国有地の 一部並びに大字中興寺字青木のうち四四九から四五一の二 までの一部、四五二の一から四五五の一まで、四五六の二 及びこれらと一体をなす国有地並びに四四五及び四四六と 一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字引地字夏鷹</p>	<p>大字引地字夏鷹のうち八の一の一部及び八の二の一部以 外の区域、大字引地字青鷺九の一の一部、一〇の一部及び一 の一の一部、大字引地字向灘六八の一の一部及びこれと 一体をなす国有地、大字引地字上向井七〇の一、七一の一、 七二の一、七三の一、七四の一、七五の一及びこれらと一 体をなす国有地、大字久見字清ズイ二六八の一から二七一 までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字久見字夏 鷹二七二の一の一部並びに大字中興寺字青木四五一の一の 一部、四五二の二の一部及び四五三の一から四五四の二ま での一部</p>
<p>大字引地字青鷺</p>	<p>大字引地字夏鷹八の一の一部及び八の二の一部、大字引 地字青鷺のうち九の一の一部、一〇の一部及び一一の一の 一部以外の区域、大字引地字向灘六六の一八、六七の二、 六七の一三、六八の一の一部、六八の九及びこれらと二体 をなす国有地並びに大字中興寺字青木四四九から四五一の</p>

<p>大字引地字向灘</p>	<p>二までの一部、四五二の一、四五二の二、四五三の一から 四五四の二までの一部、四五五の一、四五六の二及びこれ らと一体をなす国有地</p>
<p>大字引地字上向井</p>	<p>大字引地字向灘のうち六六の一八、六七の二、六七の一 三、六八の一、六八の九及びこれらと一体をなす国有地以 外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字久見字夏鷹</p>

鳥取県告示第三百三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医
療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政
令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
前田小児科医院	鳥取市大工町頭二二	昭和五十三年四月十四日

医療法人寿生会幡病院	鳥取市雲山字大道の下 五七	"
鳥取県立整肢学園	米子市上福原 一七五一―一	昭和五十三年四月一日
後藤内科医院	米子市両三柳五区 四五一八一―三	"
川木内科医院	倉吉市上井町二丁目二	"
岩美町国民健康保険 岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富 六五二	"
日南町国民健康保険 多里診療所	日野郡日南町萩野 一一五五一―一	"
石見診療所	日野郡日南町上石見 七六六一―二	"
小川歯科医院	米子市道笑町四丁目六六	"
倉繁歯科医院	倉吉市魚町二五一八	"
岡齒科医院	日野郡日野町根雨四四八	"
有限会社 山田薬局	米子市道笑町一丁目八	昭和五十三年四月九日
今井薬局	境港市佐斐神町一六二	"
地原齒科医院 徳尾診療所	鳥取市徳尾瀬戸田 三八〇―五	昭和五十三年四月八日
荻原齒科医院	鳥取市弥生町二二三	昭和五十三年四月一日
神庭齒科医院	米子市旗ヶ崎二四八―二	昭和五十三年四月十日

鳥取県告示第三百四十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡本齒科医院	東伯郡東伯町浦安字下中坪 一〇二二―一	昭和五十三年四月一日

鳥取県告示第三百四十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
紀 川 純 三	鳥医第二、二五四号	昭和五十三年三月二十九日
水 本 清	鳥医第二、二五五号	"
松 本 秀 憲	鳥医第二、二五六号	"

鳥取県告示第三百四十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十二の規定に基づき、次の保険医療機関の指定を取り消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定の取消しの年月日
市場 医院	境港市湊町一五二	昭和五十三年四月一日

鳥取県告示第三百四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十三の規定に基づき、次の保険医の登録を取り消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の取消しの年月日
市場 聡	鳥医第二、〇七五号	昭和五十三年四月一日

鳥取県告示第三百四十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
岡本歯科医院	東伯郡東伯町浦安字下中坪 一〇二二二	昭和五十三年四月一日

鳥取県告示第三百四十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十八条の規定に基づき、次の療養取扱機関の申出の受理を取り消したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	取消しの年月日
市場 医院	境港市湊町一五二	昭和五十三年四月一日

鳥取県告示第三百四十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十九条の規定に基づき、次の国民健康保険医の登録を取り消したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の取消しの年月日
市 場 聡	鳥取医第二、〇七五号	昭和五十三年四月一日

鳥取県告示第三百四十七号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長加藤泰蔵から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

- (一) 賃金引上げに関する要求の件
- (二) 産業別最低賃金に関する要求の件
- (三) 夏季一時金に関する要求の件
- (四) 協議事項の遵守に関する要求の件

二 日時

昭和五十三年四月十八日からこの事件が解決する日まで

三 場所

鳥取瓦斯株式会社に勤務する組合員の所属する全職場(鳥取市及び国府町)

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第三百四十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び名称
鳥取県第 四〇七号	たばこくず粉末	窒素 全量 一・〇 加里 全量 四・〇	大阪市南区塩町通 四丁目一八番地 中央化成株式会社 代表取締役 三木 大吉 右代理人 倉吉市昭和町 四六八番地 中央化成株式会社 倉吉支店 支店長 倉光暉雄

鳥取県第 三四三号	甘 藷 複 合	窒 素 全 量 三・〇 う ち アンモニア性窒素二・五 りん酸全量 一〇・三 う ち く溶性りん酸 一〇・二 水溶性りん酸 三・〇 加 里 全 量 一〇・一 う ち 水溶性加里 一〇・〇	倉吉市越殿町 一四〇八番地 倉吉市農業協同組合 組合長理事 八田 隆利
鳥取県第 三六六号	若苗複合肥料	アンモニア性窒素 八・二 可溶性りん酸 六・七 う ち 水溶性りん酸 五・五 水溶性加里 二・〇	倉吉市越殿町 一四〇八番地 倉吉市農業協同組合 組合長理事 八田 隆利
鳥取県第 四二〇号	四・〇かにがら 粉末三号	窒 素 全 量 四・〇 りん酸全量 五・〇	境港市大正町 一一六の四番地 株式会社 小林商店 代表取締役 小林 嘉久
鳥取県第 四二二号	五・〇かにがら 粉末	窒 素 全 量 五・〇 りん酸全量 三・〇	境港市大正町 一一六の四番地 株式会社 小林商店 代表取締役 小林 嘉久

鳥取県第 四二三号	六・五肉骨粉	窒 素 全 量 六・五 りん酸全量 二二・〇	境港市渡町一一九番地 北陽油脂有限会社 代表取締役 井汲 盛夫
鳥取県第 三六七号	くみあいハウス 用苦土ほう素マ ンガン尿素入り 複合肥料	窒 素 全 量 八・〇 う ち アンモニア性窒素四・二 りん酸全量 二二・〇 う ち く溶性りん酸 一〇・四 水溶性りん酸 五・〇 加 里 全 量 八・〇 う ち 水溶性加里 七・八 く溶性苦土 二・五 く溶性マンガ ン 〇・二 く溶性ほう素 〇・一	米子市東福原三六番地 米子市農業協同組合 組合長理事 齊木 幸福

鳥取県告示第三百四十九号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

(一) 区域

鳥取市、倉吉市、米子市、気高郡、岩美郡岩美町及び福部村、東伯郡泊村及び東郷町並びに西伯郡大山町、岸本町及び西伯町一円

(二) 期間

昭和五十三年四月十九日から同年五月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の附着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその附着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置については、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行った者で、損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長(以下「局長」という。)に提出するものとし、その提出があつたときは、局長はその措置を行ったかどうかを確認し、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

鳥取県告示第三百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届

出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

東鴨土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 蔵 増 佐 一 倉吉市広瀬四一番地の四

昭和五十三年二月二十八日組合員資格喪失により退任

東鴨土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 増 田 博 倉吉市広瀬三四三番地

昭和五十三年三月二十二日開催の通常総会において理事補欠選挙の結果当選し、昭和五十三年三月二十三日就任 任期昭和五十五年十二月三日まで

鳥取県告示第三百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東郷町から同町が行う土地改良事業に係る田畑地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百五十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和四十八年九月一日免許した共同漁業権について、昭和五十三年四月十日変更の免許をしたので、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 免許番号 海共第二号

2 漁業権者の住所及び名称

鳥取市賀露町一五三九の一九

賀露漁業協同組合

気高郡気高町大字酒津三七一の二七

酒津漁業協同組合

気高郡気高町大字八東水二七六六

浜村漁業協同組合

気高郡青谷町大字青谷二〇二二

夏泊漁業協同組合

気高郡青谷町大字長和瀬四五の一

青谷町漁業協同組合

東伯郡泊村大字泊一五七三

泊村漁業協同組合

東伯郡北条町大字弓原六〇三

中部漁業協同組合

3 免許の内容

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共 同漁業	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
"	はまぐり漁業	"
"	ばい漁業	"
"	あわび漁業	"
"	さざえ漁業	"

(二) 漁場の位置

"	いがい漁業	"
"	かき漁業	"
"	うに漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	"
"	わかめ漁業	"
"	てんぐさ漁業	"
"	もずく漁業	"
"	あまのり (いわのり)漁業	"
"	ほんだわら漁業	"
"	いぎす漁業	"

(三) 漁場の区域

鳥取市、気高郡気高町及び青谷町並びに東伯郡泊村、羽合町、北条町及び大栄町地先

次の基点第九号から三三三度四〇分の線、基点第二十一号から三五三度四〇分の線、最大高潮時海岸線及び同線から距岸一〇〇メートルの線によつて囲まれた区域並びに赤島周辺二〇〇メートルの線によつて囲まれた区域。
ただし、次の基点第十号と基点第十一号を直線で結ぶ線、基点第十二号から基点第十三号の八までを順次に直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域、基点第十四号と基点第十五号を直線で結ぶ線、基点第十六号と基点第十七号を直線で結ぶ線及び最

大高潮時海岸線によつて囲まれた区域並びに基点第十八号と基点第十九号を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域を除く。

基点第九号 福部村と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点

の交点

基点第十号 賀露港西防波堤北端

基点第十一号 賀露港鳥ケ島南端

基点第十二号 賀露港第三防波堤北端

基点第十三号 鳥ケ島燈台から九度三〇分四一〇メートルの点

基点第十三号の二 鳥ケ島燈台から三度一〇分四八二メートルの点

基点第十三号の三 鳥ケ島燈台から二度三〇分七七二メートルの点

基点第十三号の四 鳥ケ島燈台から三度三〇分七二五メートルの点

基点第十三号の五 鳥ケ島燈台から三度四六八メートルの点

基点第十三号の六 鳥ケ島燈台から一度九度一〇分六六〇メートルの点

基点第十三号の七 鳥ケ島燈台から一度九度五四分の点

基点第十三号の八 鳥ケ島燈台から一〇八度四〇分一〇五八メートルの点

基点第十四号 気高郡気高町袖岬北端

基点第十五号 酒津漁港東三号防波堤南端

基点第十六号 酒津漁港東三号防波堤北端

基点第十七号 酒津漁港西防波堤突端

基点第十八号 泊漁港北防波堤突端

基点第十九号 泊漁港西防波堤突端

基点第二十一号 大栄町と東伯町の境界と最大高潮時海岸線との交点

の交点

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで

鳥取県告示第三百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同法同条第一項の規定に基づき、都市計画区域を変更するので、同法同条第六項において準用する同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 変更に係る都市計画区域の名称

鳥取都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

追加する部分

鳥取市大字布袋字上ミ樋詰、字樋詰、字道久、字東、字土居ノ内、字上岸ノ下、字下岸ノ下、字扇子田、字高下田、字袖ノ木及び字古宮並びに小沢見字尾崎地先から浜坂字東浜地先の公有水面

削除する部分

八頭郡河原町赤子田字堂光寺、字下河原上分、字二反田、字井後、字上畑ケ田、字北土居、字屋敷田、字細田、字野々元及び字地堂

鳥取県告示第三百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同法同条第一項の規定に基づき、都市計画区域を変更するので、同法同条第六項において準用する同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 変更に係る都市計画区域の名称

米子境港都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

追加する部分

米子市上安曇字深田、字大亀塚、字上ヲトウジ、字大塚及び字下ヲ

トウジ、水浜字地アミ、字八反田、字踊橋及び字屋敷並びに大字佐

陀字五反田、字五反田沖、字西砂田、字東砂田及び字大龍庵

削除する部分

西伯郡会見町天萬字鷺田、字大窪田、字九反田及び字砂田、岸本町

遠藤字西通、字中通及び字万代通並びに淀江町二本木字板橋、字板

橋ノ式、字豆田、字八橋田ノ壹、字土器田ノ壹及び字土器田中島

鳥取県告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同法同条第一項の規定に基づき、都市計画区域を変更するので、同法同条第六項において準用する同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 変更に係る都市計画区域の名称

八頭中央都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

追加する部分

八頭郡河原町赤子田字堂光寺、字下河原上分、字二反田、字井後、

字上畑ケ田、字北土居、字屋敷田、字細田、字野々元及び字地堂

削除する部分

鳥取市大字布袋字上ミ樋詰、字樋詰、字道久、字東、字土居ノ内、

字上岸ノ下、字下岸ノ下、字扇子田、字高下田、字柚ノ木及び字古

宮

鳥取県告示第三百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同法同条第一項の規定に基づき、都市計画区域を変更するので、同法同条第六項において準用する同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 変更に係る都市計画区域の名称
淀江都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域
追加する部分

西伯郡淀江町二本木字板橋、字板橋ノ式、字豆田、字八橋田ノ巻、
字土器田ノ巻及び字土器田中島

削除する部分

米子市大字佐陀字五反田、字五反田沖、字西砂田、字東砂田及び字
大龍庵

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

昭和五十三年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和五十三年四月十八日(火) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

(1) 市町村選管委員・啓発担当者研修会について

(2) 市町村推協委員研修会について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十三年四月十七日 午後二時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

(1) 鳥取県教育課程審議会委員の任免について

(2) その他

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百
三十条第四項の規定に基づき、昭和五十三年度における内水面共同漁業権
者に係る目標増殖量を定めたので、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月十四日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

昭和五十三年度内水面共同漁業権増殖目標量

内共第一号	内共第二号	内共第三号	内共第四号	内共第五号	内共第七号	内共第八号
千代川 漁業協同組合	天神川 漁業協同組合	日野川 漁業協同組合	湖山池 漁業協同組合	東郷湖 漁業協同組合	船上山内水面 漁業協同組合	甲川 漁業協同組合
千代川	天神川	日野川	湖山池	東郷湖	勝田川	甲川
二、〇〇〇	八〇〇	一、八〇〇				
一五	一〇	一〇				一一
二〇、〇〇〇	二〇	二〇				一一
五、〇〇〇	六〇〇、三、〇〇〇	八〇〇、四、〇〇〇				
一〇	五	一五	四〇一、〇〇〇	四〇一、〇〇〇		
				七〇一、〇〇〇		
				七〇一、〇〇〇		
				二		
				開口作業 六		
				一〇〇		
				一〇〇		

備考
 一 こい種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする（千代川、天神川及び日野川に限る。）。
 二 にじます種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】